

事務所通信

2016年10月号 No.136



(はさがけ)

CONTENTS

- | | | | |
|---------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● 時事クイズ | P4 |
| … 良い会社の要件 その2 | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 世界が変わった税金 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 有給休暇は負債 | P3 | ● 休日カレンダー 職員雑記 | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

良い会社の要件 — その2

② 「社会に貢献する会社」であること。

良い会社の要件の第二は、「社会に貢献する会社」であることです。

会社が社会に対してできる最大の貢献は、事業そのものが商品やサービスを通じてお客さまを喜ばせ、社会に対して付加価値をもたらすことです。本業から得た利益の一部を、直接的に社会貢献事業に充てる会社もありますが、本業そのものが社会貢献になっていることが先決です。それでこそ、社会での存続が許されます。

具体的には、良い商品・サービスを適正価格で提供することです。すなわち、お客さまが喜ぶ商品・サービスです。お客さまは、それに価値を感じれば、喜んで対価を支払います。さらに言えば、Q(クオリティ)・P(プライス)・S(サービス)で、他社との差別化が明確にできていることです。このSは、そのものが商品となっている場合のサービスではなく、営業時間の工夫や対応の良さなどの「その他」の要素です。

③ 高収益企業であること。

これは、良い会社に必須の要件であり、利益率は、良い会社であるかどうかを客観的に知る指標である。

良い会社の要件の三番目は、「高収益企業であること」。

どんなに社会に貢献するサービスを提供していたとしても、あるいは、社員が幸せでも、収益が上がらないのであれば、良い会社とは言えません。そもそも会社の存続がむずかしくなります。

本来、先の二つの要件が本当に満たされていれば、高収益になるはずですが。

すなわち、高収益企業であることは、先に挙げた二つの良い会社の要件¹の結果です。と同時に、その二つが満たされているかどうかを客観的に測る指標とも言えます。

では、どの程度の利益率なら、高収益企業と言えるのでしょうか？

業種によっても異なりますが、付加価値(売上高から仕入れを引いたもの)に対する営業利益率が20%以上あれば、高収益企業と言ってよいでしょう。



¹ 前号「その1」参照 ①働く人が幸せな会社

世界の変わった税金

世界各国には、日本では考えられないような不思議な税金が存在しているみたいですので、いくつかご紹介します。

● 営業税（ドイツ）

ドイツでは、日曜に営業をする場合は税金が課せられます。ドイツには「閉店法」という飲食店以外の店は日曜日に営業してはいけないという法律があるので、日曜日に店を開けるのは色々難しいようです。

● 月餅税（中国）

中国では中秋の名月である9月12日に、月餅を食べながらお月見をする習慣があります。そのため、中国の様々な企業が従業員に月餅を配っていたのですが、これが課税対象だと政府が判断し、税金を課すようにしました。

● 渋滞税（イギリス）

イギリスではロンドンで導入された交通渋滞を緩和するための渋滞税。2003年からスタートしたそうですが、効果が上がっているそうです。市内中心部に乗り入れる車両に税金を課すことで公共交通などの利用を促す事が目的の税金制度です。

● 光るおもちゃ税（アメリカ）

激しく発光したり、火花が出るような銃のおもちゃに対しては課税しますよ、というもの。ほかには花火なども同じ税が課せられます。銃犯罪や凶悪犯罪の低下に一役買っているそうです。

● ポテトチップス税（ハンガリー）

ハンガリー政府が肥満防止のために導入した税金。塩分や糖分の高いスナック菓子やジュースに対して課せられる税金なのですが、どうしてもこうした食べ物が好きだという人は、近隣諸国に買い出しに行くなどしているそうなので、あまり効果もなく廃止になったようです。

このように、世界各国には一風変わった税金が存在します。税は国の大事な収入源ですし、今後さらなる意外な部分に焦点を当てた変わった税金が出てくるかもしれませんね。